



# 檜葉町社会福祉協議会の 法人後見事業がスタートしました



檜葉町社会福祉協議会では、今年度より法人後見事業を実施しています。「法人後見」とは、成年後見制度を法人(社会福祉法人など)が行うもので、法人が成年後見人等となり、判断能力が不十分な人の権利を守り、本人の財産管理などの支援を行うことをいいます。

法人後見事業は、その人らしい安心した日常生活を支えるための公的な事業です。

## ●成年後見制度はその人の権利や財産を守るしくみです



成年後見(せいねんこうけん)制度とは、認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由により、財産管理やさまざまな契約・手続きを行うことが困難な方を法的に保護し、支える制度をいいます。



本人を保護する必要性の高い順に「後見」「保佐」「補助」に分類されます。家庭裁判所が必要と認めた場合に、成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人のいずれか)が選任され、本人(被後見人)の権利や財産を守ります。



私たち檜葉町社会福祉協議会では、家族・親族や専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)の後見人等のなり手がいない方に対し、家庭裁判所の審判を経て、後見業務を担います。

## <法人後見事業の主な内容～私たち檜葉町社会福祉協議会ができること>



### ●財産管理(本人の財産を適切に管理します)

(例) 現金・預貯金の管理、収入支出の管理、不動産の管理、遺産相続、各種行政上の手続き、本人に不利益な契約の取り消しなど

### ●身上保護(本人の身の上に関わる手続きを行います)

(例) 医療・介護サービスに関する契約、施設入所の契約など



将来の財産管理やさまざまな契約・手続きのほかにも、悪徳商法の被害から本人を守るために成年後見制度や法人後見が活用されています。ぜひお気軽にご相談ください。

## ○●身近な相談窓口～お気軽にご連絡ください●○

<法人後見に関するお問い合わせ・ご相談>

檜葉町社会福祉協議会 事務局 ☎0240-25-4157

<成年後見制度に関するお問い合わせ・ご相談>

双葉地方権利擁護支援センター8色 ☎0240-23-7222

